

会社保存原本

一般社団法人未来子ども支援協会定款

一般社団法人未来子ども支援協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人未来子ども支援協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区六角橋2丁目27番2号に置く。

2. 前項のほか、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生涯を通じて豊かな心と生き抜く力をもった自活力のある子どもの育成と、心身ともに健やかな毎日を過ごすための知識の普及および啓蒙を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1) 調査・研究、相談、啓蒙、表彰、大会、研修会の開催
- 2) 国内外の関係機関・団体との協力
- 3) 機関誌の発行
- 4) 教材の企画・制作
- 5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎月、社員総会において別に定める入会金、会費及びその他の必要な経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に書面によって予告することとする。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。ただし、この場合は第18条第2項に従う。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかつたとき。
- 2) 総社員が同意したとき。
- 3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1) 社員の除名
- 2) 理事及び監事の選任又は解任
- 3) 理事及び監事の報酬等の額
- 4) 計算書類等の承認
- 5) 定款の変更
- 6) 解散
- 7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度12月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(社員総会の招集請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 社員の除名
- 2) 監事の解任
- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 3名以上5名以内
- 2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項に従う。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 貸借対照表
- 3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。ただし、この場合は、第18条第2項に従う。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。ただし、この場合は、第18条第2項に従う。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第38条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年9月30日までとする。

(設立時役員)

第39条 この法人の設立時役員の氏名は、以下の通りとする。

設立時理事	河崎敦子、水谷大、岩田美和子
設立時代表理事	河崎敦子
設立時監事	上村宗浩

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りである。

設立時社員	横浜市神奈川区二本榎22番4号 河崎敦子
-------	-------------------------

設立時社員	横浜市緑区中山町317番地1 ハイム吉本304号 水谷大
-------	------------------------------------

設立時社員	横浜市保土ヶ谷区上菅田町871番地265 岩田美和子
-------	-------------------------------



(法令の準拠)

第41条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人未来子ども支援協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年10月8日

設立時社員 河崎敦子

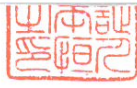


設立時社員 水谷大



設立時社員 岩田美和子





平成 26 年 登簿 第 239 号

認 証

この定款の設立時社員水谷大及び同岩田美和子の代理人兼設立時社員河崎敦子は、本公証人の面前で、自己及び被代理人の全員が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。よって、これを認証する。

平成 26 年 10 月 21 日、本公証人役場において
横浜市 中区 本町 6 丁目 52 番地
横浜地方法務局 所属

公証人 有本恒夫



公証人役場

水谷大 神奈川県横浜市緑区中山町317番地1
ハイム吉本304号
岩田美和子 神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町871番地265

この法人の設立時理事の氏名は、以下のとおりとする。

設立時理事 河崎敦子、水谷大、岩田美和子
設立時代表理事 河崎敦子
設立時監事 上村宗浩

以上、一般社団法人未来子ども支援協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年10月8日

設立時社員 河崎敦子 印

設立時社員 水谷大 印

設立時社員 岩田美和子 印

付記

平成27年1月10日 理事、岩田美和子が辞任した。

同日、佐藤和恵が理事に就任した。

平成27年3月16日 代表理事を河崎敦子から、佐藤和恵に変更した。

平成27年11月20日 第13条の開催月変更、及び第33条3の剰余金分配について追記

一般社団法人への移行に伴う定款変更について

この法人は「普通法人」から「一般社団法人」へ移行するために、法人税法上の決算報告時期並びに、非営利性が徹底された法人の要件を満たすように、この法人の定款の一部を変更する必要があります。以下の項目を追加した一般社団法人未来子ども支援協会定款案(下線部が変更箇所)を作成しました。

1. 定時社員総会開催の変更

決算申告において、税務申告前までに、定次社員総会を開催する定めであることから、開催時期を変更する。

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度、決算終了後 2 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2. 非営利性が徹底された法人の要件を満たすために、以下の条項を追加

非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税される。非営利性が徹底された法人の要件は、1)定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあることである。

第 33 条 3 この法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

定 款

一般社団法人未来子ども支援協会

平成 27 年 11 月 20 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人未来子ども支援協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市神奈川区六角橋2丁目27番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生涯を通じて豊かな心と生き抜く力をもった自活力のある子どもの育成と、心身ともに健やかな毎日を過ごすための知識の普及および啓蒙を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 調査・研究，相談，啓蒙，表彰，大会，研修会の開催
- 2 国内外の関係機関・団体との協力
- 3 機関誌の発行
- 4 教材の企画・制作
- 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月前には書面による通知をすることとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額

四 計算書類等の承認

五 定款の変更

六 解散

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度、決算終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3 名以上 5 名以内

二 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名 (1 名) を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 3 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる

事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

3 この法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第37条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

附則

この法人の設立時社員の氏名及びは、以下のとおりとする。

設立時社員 河崎敦子、水谷大、岩田美和子

氏名

住所

河崎敦子

神奈川県横浜市神奈川区二本榎2番4号

水谷大 神奈川県横浜市緑区中山町3 1 7 番地 1
ハイム吉本 3 0 4 号

岩田美和子 神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町 8 7 1 番地 2 6 5

この法人の設立時理事の氏名は、以下のとおりとする。

設立時理事 河崎敦子、水谷大、岩田美和子
設立時代代表理事 河崎敦子
設立時監事 上村宗浩

以上、一般社団法人未来子ども支援協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 6 年 1 0 月 8 日

設立時社員 河崎敦子 印

設立時社員 水谷大 印

設立時社員 岩田美和子 印

付記

平成 2 7 年 1 月 1 0 日 理事、岩田美和子が辞任した。

同日、佐藤和恵が理事に就任した。

平成 2 7 年 3 月 1 6 日 代表理事を河崎敦子から、佐藤和恵に変更した。

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日 第 1 3 条の開催月変更、及び第 3 3 条 3 の剰余金分配について追記

一般社団法人への移行に伴う定款変更について

この法人は「普通法人」から「一般社団法人」へ移行するために、法人税法上の決算報告時期並びに、非営利性が徹底された法人の要件を満たすように、この法人の定款の一部を変更する必要があります。以下の項目を追加した一般社団法人未来子ども支援協会定款案(下線部が変更箇所)を作成しました。

1. 定時社員総会開催の変更

決算申告において、税務申告前までに、定次社員総会を開催する定めであることから、開催時期を変更する。

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度、決算終了後 2 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2. 非営利性が徹底された法人の要件を満たすために、以下の条項を追加

非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税される。非営利性が徹底された法人の要件は、1)定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあることである。

第 33 条 3 この法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。